

暴力団を排除するための不許可理由等

1 使用許可に当たって、次に掲げる者を相手方とすることはできません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者（以下「県公安委員会公表者」という。）
- (3) 次のいずれかに該当する者（以下「暴力団密接関係者」という。）として広島県警察本部が認定した者
 - ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
 - イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者
 - ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者
 - オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を提供し、又は便宜を供与している者

2 排除に必要な個人情報の提出

施設の使用申請時に排除対象となることが疑われるときには、使用許可の決定にあたって警察に協議をする場合があり、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者の該当性について警察に照会を行うために、申請者の個人情報が必要となることから、次の要領に沿って個人情報を提出していただく場合があります。

- (1) 申請者等が個人の場合は、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を確認します。
- (2) 申請者等が法人の場合は、本市が指定する場合を除き、次に掲げる書類を提出していただきます。
 - ア 法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）
 - イ 法人登記簿記載等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の「役職名」「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を記入した役員名簿を添付してください。
- (3) 法人以外の団体等の申請の場合も(2)のイの例によります。

3 使用許可後の取消し

使用許可となった場合も、使用者が暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合には、使用許可の取消しを行います。